同一労働
同一賃金
への対応に
向けて

正社員と比べて、こんな差ありませんか？

基本給	賞与	手当
少	無	無

「仕方がない…」と諦める前に

パートタイム労働者・有期雇用労働者は
正社員との間の待遇差について
事業主に説明を求めることができるようになります。

パートタイム・有期雇用労働法
2020年4月1日施行

中小企業は2021年4月1日適用

詳しくは裏面へ▶

問い合わせ・相談先
厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

パート・有期労働ポータルサイトでも情報を提供しています。
https://part-tanjikan.mhlw.go.jp

パートタイム・有期雇用労働法のポイント

1. 不合理な待遇差が禁止されます

事業主は、基本給や賞与、手当など、**あらゆる待遇について**、個々の待遇の目的や性質に照らして、**不合理な待遇差を設けてはなりません。**

2. 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、**事業主に説明を求めることができる**ようになります。
また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱いが禁止されます。

3. 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます

都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**へ

兵庫県内の事業所にお勤めの場合

お問い合わせ先：兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

兵庫県神戸市東川崎町１－１－３
神戸クリスタルタワー15階

電話番号：078-367-0820

パートタイム・有期雇用労働法に関する情報は、
厚生労働省ホームページ（同一労働同一賃金特集ページ）へ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html

パート・有期労働ポータルサイトでも、
パートタイム・有期雇用労働法について情報を提供しています。
https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/